

第四章

施策の体系と 具体的な取り組み

第四章 施策の体系と具体的な取り組み

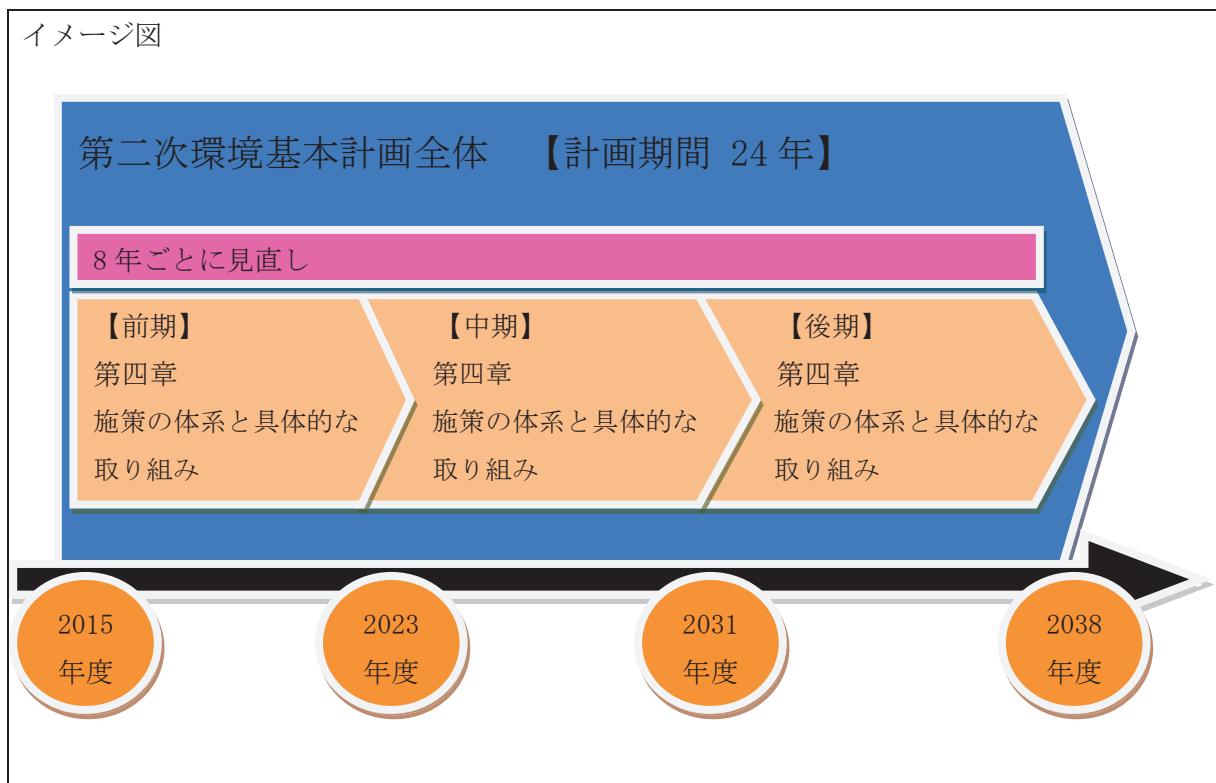
環境基本計画を推進していくために、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら一体となって施策に取り組んでいく必要があります。

また、環境基本計画の計画期間を24年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、めざす将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。

そのため、この章では、第三章の施策の方向までの内容を踏まえて、取り組みを具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針としたおおむね8年間の事業計画を示します。

この章では、市の役割である具体的な取り組みとともに、市民、事業者の役割についても記載していますが、市民、事業者の役割については、別途この計画に基づく「行動等指針」を策定し、具体的に示します。

イメージ図



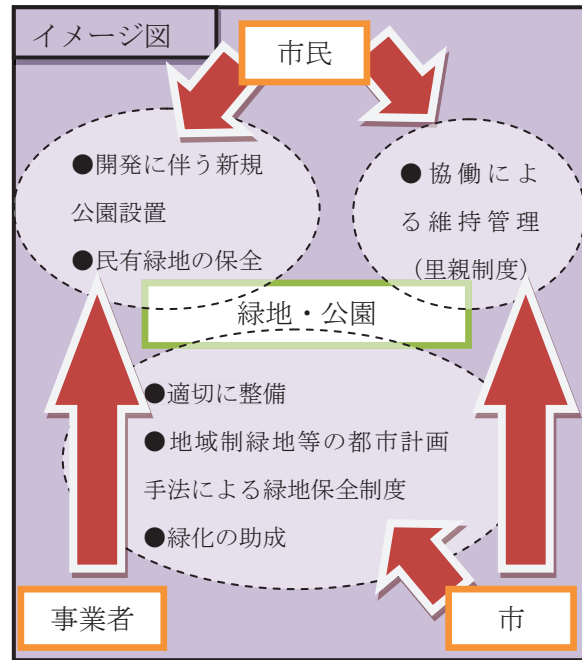
第一節 自然を大切にすまち

1 緑

逗子市の緑を守り創っていくためには、市による公園、緑地の整備や、市民、事業者による開発等に伴う新たな公園の設置だけでなく、都市計画手法も含め、民有緑地の保全策を検討していくとともに、その維持管理にも市民の参加が不可欠です。

また、市においては、地域ごとの特性に鑑み、適切に公園等を整備・維持管理し、市民が親しめる場として、質の高い緑を維持していく必要があります。

市の役割



施策の方向

- 「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種緑施策を展開する（緑政課）
- ・ 都市公園や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課）
- ・ 公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課）
- ・ 都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課）
- ・ 適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します。（まちづくり課・緑政課）

1 緑地の保全

具体的な取り組み	所管
みどり基金の活用により、市内の緑地の保全に努める。	緑政課
緑化や樹木、樹林の保全に係る助成制度を拡充し、市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進め、民有緑地の保全に努める。	緑政課
環境影響評価を適切に維持し活用する。	まちづくり課
神奈川県の実施する線引き見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）	環境管理課

市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、その経路も緑化するとともに、災害避難場所への常緑広葉樹の植樹（いのちの森）について検討し、実施する。	緑政課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 市全域の緑被率約60パーセントを維持する。	58.3%（2004年度）
1-2 特別緑地保全地区を3地区指定する。	指定されていない
1-3 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。	指定されていない
2 公園の整備・維持管理	
具体的な取り組み	所管
誰でもが安全で快適に利用できるように都市公園の整備を図る。特に、街区公園が不足している地区においては、重点的に公園等の整備を進める。	緑政課
公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。	緑政課
アダプトプログラム等による市民協働による管理を推進するため、より多くの市民参加を促す。	緑政課
市民の参加により、名越緑地において里山の再生と活用を図る。	緑政課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1（仮称）池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。	基本計画を策定した
2-2 市民1人あたり都市公園面積が10㎡（平方メートル）になる。	8.72㎡
2-3 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。	32.5%（83箇所中27箇所）

市民の役割

- 市民が主体となって、自然観察会等を行い、各種意識啓発活動に積極的に参加します。
- 名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、市民はこれに参加します。
- 地域の緑地・公園について、下草刈りなどの体験イベントを行い、市民はこれに参加します。
- 自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。
- 市の助成制度を活用し、住宅の緑化を進めます。

事業者の役割

- 商店街や駅前などに花や緑を植えます。
- 事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。
- 街路樹の促進に協力します。

リーディング事業

市では、「逗子市総合計画」の「第3編 実施計画」の『第3章「わたしたちはこんなまちにしていく」を実現するために』に、特に戦略的・重点的に取り組むものとしてリーディング事業を設定しています。

この事業については、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）にかけて、財政、人的資源を投入し、特に積極的に推進し、事業の進行に取り組みます。

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○2地区の指定を行う。		○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○3地区目の指定を行う。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全2地区指定している。		指定されていない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		指定されていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
5,815千円		一般	

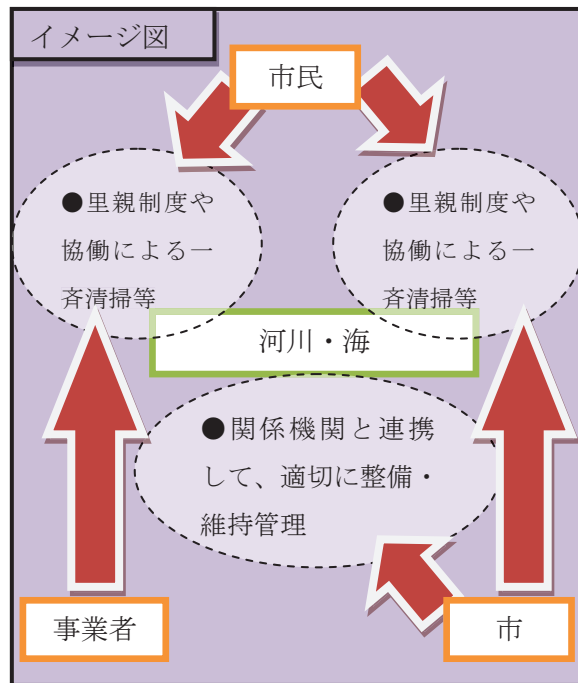
事業名	(仮称) 池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：(仮称) 池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○開園に向けた整備 ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）		/	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
(仮称) 池子の森自然公園の整備が完了している。		基本計画を策定した	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
/		/	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
827,500千円		一般	

2 水辺（河川・海）

市は、水辺の環境を保全していくため、河川、海を一带の水域として、市の複数の部署、また、県等の関係機関が連携して、適切に整備します。

とともに、里親制度や、市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて、逗子市の良好な水辺を継承していくことが必要です。

また、安全性に配慮しながら、県や市による海、河川における親水施設の整備、市民による観察会等を実施します。



市の役割

施策の方向

- 安全で、生態系に配慮した、誰もが河川に親しむことができる整備を進める（河川下水道課）
- 公共下水道への接続及び分流化を促進する（河川下水道課）
- だれもが家族で楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き継いでいくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用への誘導に取り組む（経済観光課）
- 関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

1 海岸の維持管理

具体的な取り組み	所管
海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。	経済観光課
海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。	経済観光課
養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。	経済観光課
安らぎを重視する健全・健康的な海岸環境を整備する。	経済観光課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。	1440人/年

	1-2 現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500 m ³ 以上の養浜対策を実施要請していく。	500 m ³ 投入	第一章
2 河川の維持管理			
	具体的な取り組み	所管	第二章
	周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩い、学びの場として整備する。	河川下水道課	
	人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。	河川下水道課	第三章
	河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。	河川下水道課	
	「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路のプロムナード化や親水公園等）を図る。	経済観光課 河川下水道課	第四章
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状（2013 年度末）	
	2-1 河川の親水施設を 4 箇所整備する。	3 箇所	第五章
	2-2 アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4 か所を維持している。	4 箇所	
3 公共下水道の維持管理			
	具体的な取り組み	所管	第五章
	公共下水道への接続及び分流化を促進する。	河川下水道課	
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状（2013 年度末）	
	3-1 水洗化率が 98%になっている。	97.8%	

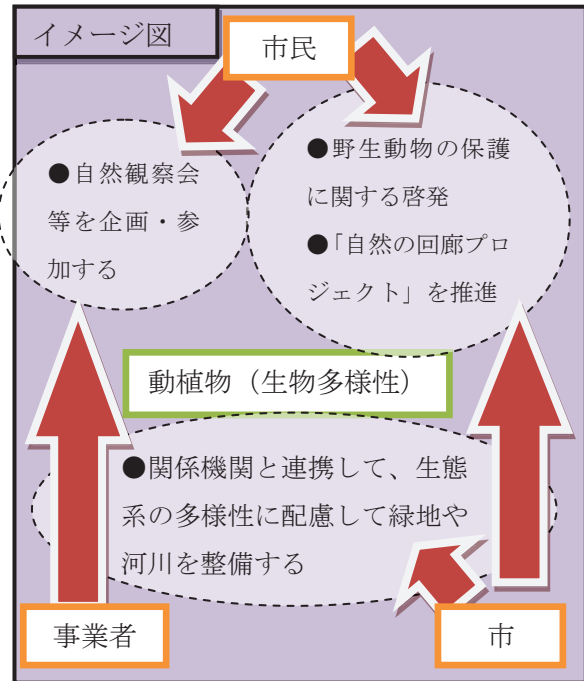
市民・事業者の役割

- 川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。
- 市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。
- ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。

3 動植物（生物多様性）

山、川、海をもつ逗子市では、多様な環境での生態系が残っています。

これらの生物多様性に市民が親しむために、市は、県等の関係機関と連携して、適切に整備していくとともに、野生動物の保護に関する啓発や、自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進することが必要です。



市の役割

施策の方向

- 生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、河川下水道課）
- 逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクトを推進する（経済観光課）
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、国、県等の調査や計画に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む（生活安全課）
- 「ずしし環境会議」等の実施する自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境管理課）

1 様々な生態系の体験

具体的な取り組み	所管
山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊として環境整備を図る。	経済観光課
「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の育成と増加のためのPR、シンポジウム等を行う。	経済観光課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている。	全てのコースへの設置ができていない

2 環境学習	
具体的な取り組み	所管
市民団体による自然体験学習を支援し、次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める。	環境管理課
環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課
市民、事業者等と協力して、自然の調査・記録活動を検討する。	環境管理課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。	約100人
2-2 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。	340人

市民・事業者の役割

- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。
- 生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。
- 下草刈りなどの体験イベントや、自然観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。

リーディング事業

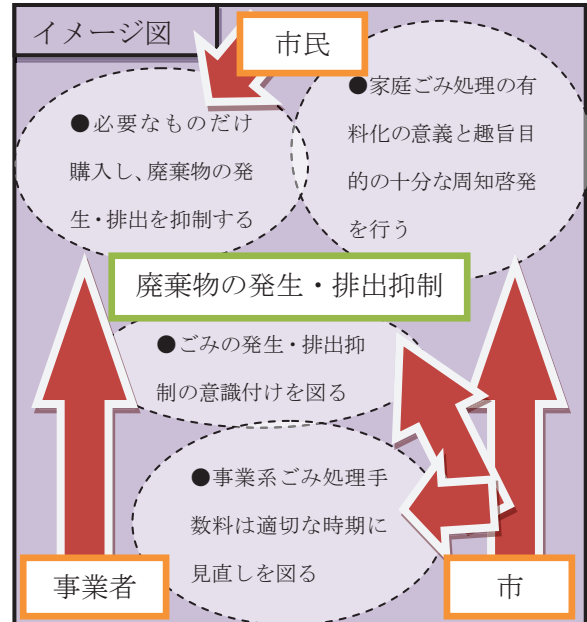
事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携 	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の回廊マップが作成されている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・作成されていない。 	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている 		<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのコースへの設置ができていない。 	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
11,782千円		一般	

第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

廃棄物の発生・排出を抑制していくために、市は、市民、事業者に対して意識啓発、周知に取り組んでいくなど「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開します。

また、市民、事業者は、必要なものだけ購入し、廃棄物の発生・排出の抑制に取り組んでいくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
- ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課）
- ・事業系ごみ処理はごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課）
- ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の一層の普及を図る（資源循環課）
- ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課）
- ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

発生・排出抑制

	具体的な取り組み	所管
	家庭ごみ処理有料化の導入後も、継続的に減量のための施策を実施する。	資源循環課
	市民との協働による発生・排出抑制のための取り組みを促進する。	資源循環課
	事業者と協働による発生・排出抑制の取り組み（レジ袋の廃止、容器包装プラスチックの減量のための施策等）を促進する。	資源循環課
	市や市民・事業者のイベントにおいてはリユース食器の利用促進を図る。	資源循環課
	ごみ処理原価と近隣市町の状態を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。	資源循環課
	不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。	資源循環課
	環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課

	2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1	市民一人一人のごみ排出量が1日当たり700グラム以下になっている。	913グラム
1-2	生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台

市民の役割

- 必要な食材を適量だけ購入し、捨てる前にしっかり水切りをするなど、生ごみの減量化に努めます。
- なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。
- 長持ちする製品を使い、故障したら修理するなど電気製品・家具などごみの減量化に努めます。
- 不用品無料交換の場や、もったいない市、フリーマーケット、リユースショップの利用に努めます。
- なるべくレンタル製品を使うよう努めます。
- 花火大会や市民まつり、地域の祭りなどは、リユース食器を利用します。
- ごみのポイ捨てはしません。
- ごみ関連の学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地域環境意識の向上をはかり、子どもたちへの教育の模範を示します。

事業者の役割

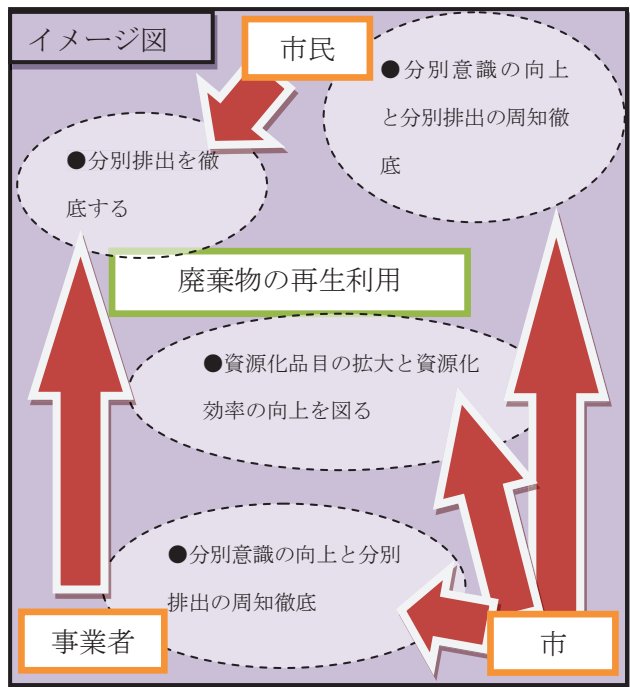
- レジ袋の有料化や廃止など、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。
- 生ごみの減量化につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
- 裏紙を使用し、商品の過剰包装や紙袋の使用は控えるなど、紙・布類のごみの減量化と分別の徹底・資源化に努めます。
- リターナブルびんを使った商品の販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。
- 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。
- 過剰包装やレジ袋などの削減に努めます。
- 量り売り、裸売り(無包装)を促進し、プラスチックトレイの使用を控えます。
- 消費者の買い物袋の持参を促進し、レジ袋の削減を進めます。
- 花火大会や市民まつり、イベントなどは、リユース食器を利用する。
- 事業系ごみは事業者責任による処理原則を順守し、ごみ減量化・資源化施策に協力します。
- 機器類の修理に取り組みます。
- エコポイント制度やデポジット制度について取り組みます。

2 資源の再生利用～リサイクル～

資源の再生利用を進めるため、市は、市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進します。

また、資源ごみの分別意識の向上と分別排出の周知徹底、資源化品目の拡大や、回収拠点の拡充に取り組み、ごみの資源化率の向上を目指します。

また、市民は、分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん等資源ごみの資源化に努め、拠点回収やリサイクル広場の利用等、再生利用に積極的に取り組むことが重要です。



市の役割

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
- ・分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課）
 - ・資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課）
 - ・資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課）
 - ・市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課）
 - ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）

1 生ごみの資源化		
	具体的な取り組み	所管
施策の方向	市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。	資源循環課
	家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めたうえで、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。	資源循環課
	2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
	1-1 生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台

2 その他の廃棄物の資源化	
具体的な取り組み	所管
紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。	資源循環課
焼却残さの安定的な資源化処理の確立を図る。	環境グリーンセンター
最終処分する不燃残さを削減するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。	資源循環課 環境グリーンセンター
小型家電リサイクル法の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。	環境グリーンセンター
植木剪定枝について、環境グリーンセンターでの処理、粉砕車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。	環境グリーンセンター
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1 ごみの資源化率が60パーセント以上になっている。	28.2% (2012年度)
2-2 燃やすごみに混入される紙ごみの割合が10パーセント以下になっている。	約30% (2012年度)
2-3 地域の5箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。	3箇所（逗子・小坪・沼間）

市民の役割

- 様々な処理容器（コンポストなどの生ごみ処理器）を使い、堆肥化等の自家処理を実施するなど生ごみ、植木ごみの資源化に努めます。
- 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他の資源ごみの資源化に努めます。
- 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- ごみの資源化に関連する地域や学校での学習活動に協力します。

事業者の役割

- 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他資源ごみの資源化に努めます。
- ペットボトル・食品トレイの回収ボックスを設置します。
- 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。

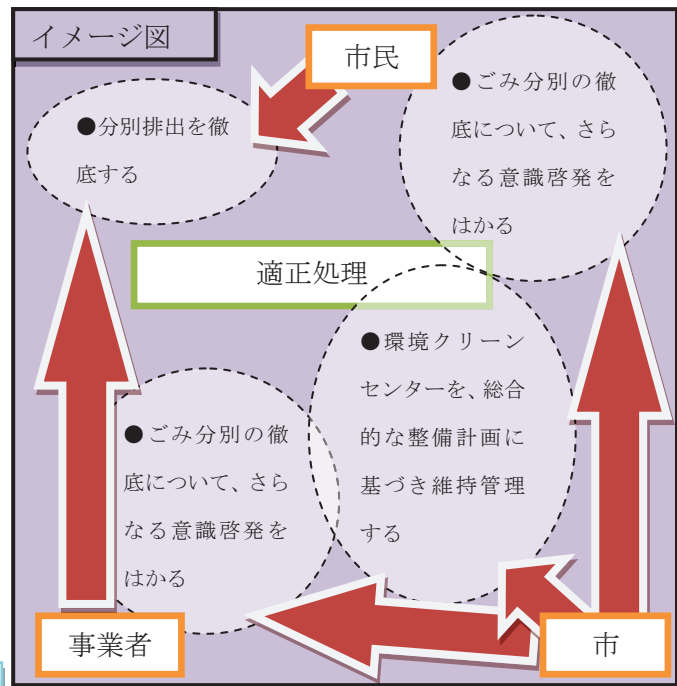
リーディング事業

事業名	生ごみ減量化・資源化事業		所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。</p>			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備方針の決定 ・施設整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別収集 		
目標【2018年（平成30年）度】			現状【2013年（平成25年）度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの全量資源化に向けた適正規模の施設整備に着手している。 ・家庭用生ごみ処理容器等の購入助成について、年間助成台数が500台以上である。 			<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に向けて検討中。 ・295台 	
目標【2022年（平成34年）度】			現状【2013年（平成25年）度末】	
家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。			<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に向けて検討中。 	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】			会計区分	
223,146千円			一般	

3 適正処理

市は、廃棄物の適正な処理を維持していくため、環境クリーンセンターの各処理施設を計画的に修理、更新して、適切に維持管理していくとともに、ごみ収集方法の検討等、より効率的な処理方法への検討を続けていきます。

市民、事業者においても、徹底した分別排出に取り組んでいくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・ ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・ 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- ・ 環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

1 適正なごみ処理

具体的な取り組み	所管
平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。	資源循環課 環境クリーンセンター
収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。	環境クリーンセンター
ごみ収集方法について検討し、改善を図る。	環境クリーンセンター
購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。	環境クリーンセンター

2 施設の維持	
具体的な取り組み	所管
環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。	環境クリーンセンター
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1 一般廃棄物処理施設再整備が完了している。	再整備の方向性を検討中。

市民・事業者の役割

- 塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ買わない、使わないようにします。
- 塩化ビニル等ハロゲン系の製品、包装等は、可能な限り取り扱いませぬ。
- 化学物質の成分表示など、消費者への情報を明確にします。
- 製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。
- 工事における廃棄物の適正処理及びリサイクルの実施を進めます。

リーディング事業

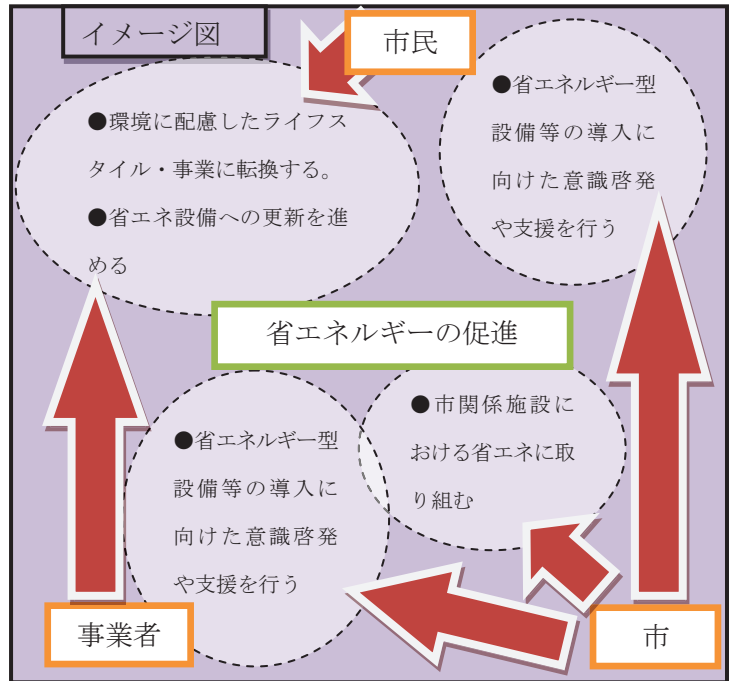
事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。 対象：一般廃棄物処理施設 手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事 		<ul style="list-style-type: none"> ○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター整備の検討 	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設整備計画が策定され、一部着手されている。		再整備の方向性を検討する	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		再整備の方向性を検討する	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
3,960,000千円		一般	

第三節 温室効果ガス排出の少ないまち

1 省エネルギーの促進

温室効果ガス排出量を削減するため、市は率先して省エネルギーに取り組むとともに、市民、事業者への省エネルギーの意識啓発や助成等を実施していきます。

市民、事業者は、省エネルギー設備への更新や、省エネに配慮したライフスタイル、事業に転換していくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、温室効果ガス排出量削減に取り組む（環境管理課）
- 市民・事業者による温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境管理課）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

温室効果ガス排出の削減

具体的な取り組み	所管
「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。	環境管理課
市民、事業者による省エネルギー型設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課
公共交通の利用を促進する。	環境管理課
「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。	環境管理課

2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 市関連施設について、平成25年度を基準年度とし、平成33年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。	平成19年度比 6.58%増
1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—

市民の役割

- 冷暖房の温度設定や、不要な電源を切るなど、省エネルギー行動の習慣をつけます。
- 電気製品等を購入する時には、省エネルギー型製品を選びます。
- 節水を心がけ、また、雨水の利用を促進します。
- 自然のエネルギーを積極的に活用します。
- 小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、省エネルギーの啓発をします。
- 市と協力して、二酸化炭素排出量の把握に取り組みます。
- 公共交通を活用し、可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。
- 電気自動車、ハイブリッド車などの低公害車へ乗り換えるとともに、アイドリングストップなど環境にやさしい運転に努めます。
- 違法駐車をなくすよう努めます。
- 市民主体で、地域における交通問題に関する実態調査や意見交換を行い、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みます。

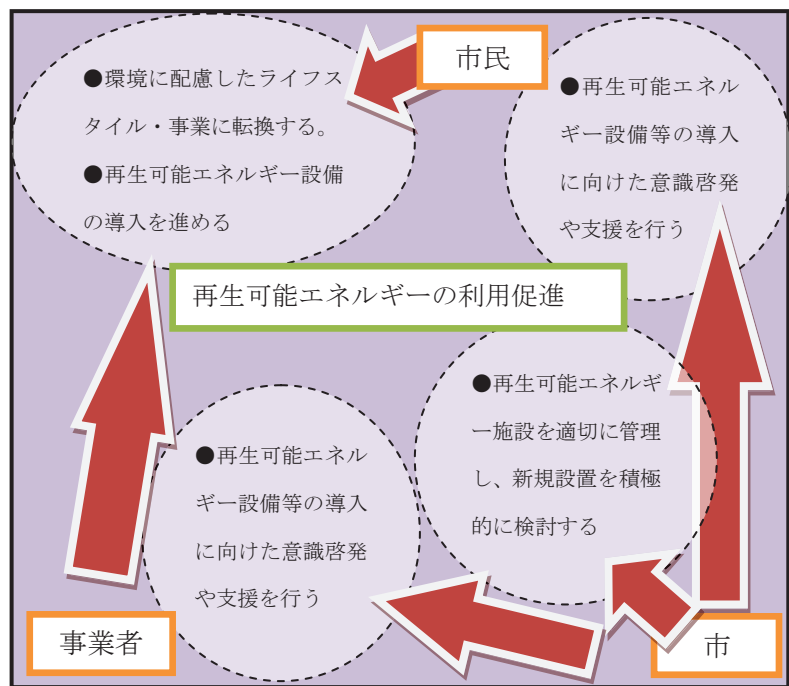
事業者の役割

- 建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。
- 電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。
- 省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。
- 事業用車両へ低公害車の導入を推進するとともに、環境にやさしい運転に努めます。
- 省エネルギー型設備への更新を進めます。

2 再生可能エネルギーの利用促進

市は、市の施設における再生可能エネルギー設備を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討します。

また、市民、事業者への、意識啓発を進め、環境に配慮したライフスタイル、事業に転換を促進していきます。



市の役割

施策の方

- 公共施設の再生可能エネルギー設備を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課）
- 市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境管理課）

再生可能エネルギーの促進

具体的な取り組み	所管
市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。	環境管理課
市民、事業者によるスマートエネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課
公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を検討する。	環境管理課
屋根貸しの検討などの市民協働発電所の普及促進を図るための支援制度の充実を図る	環境管理課
電気自動車の導入促進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。	管財課 環境管理課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。	—
1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—

市民・事業者の役割

- 環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。
- 再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギーについての啓発を図ります。
- スマートコミュニティを形成するため、再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。
- 電気自動車などへ乗り換えを検討します。
- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

リーディング事業

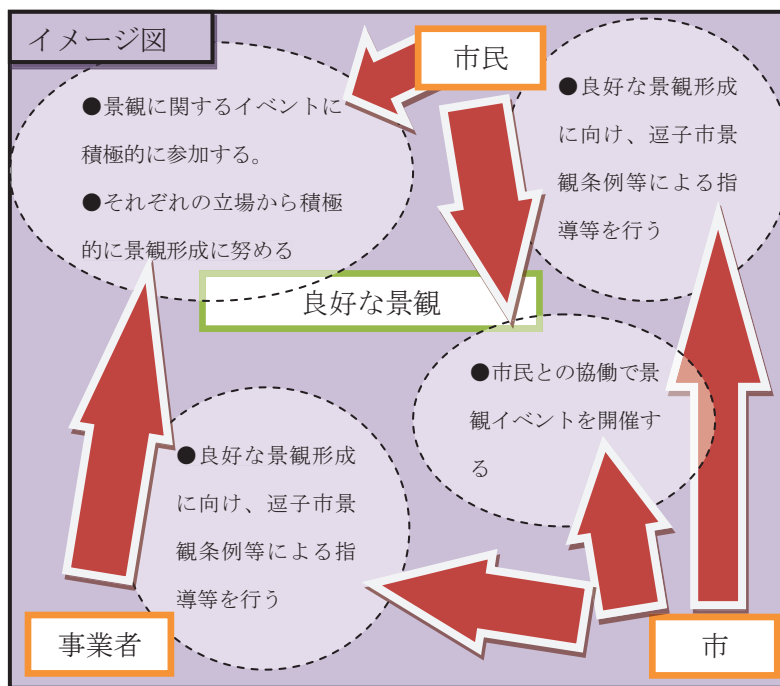
事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用 		<ul style="list-style-type: none"> ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用 	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		計画を策定していない	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		計画を策定していない	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
21,600千円		一般	

第四節 暮らしと景観に配慮したまち

1 良好な景観

良好な景観を次世代に継承していくため、市は、逗子市景観条例、逗子市景観計画等を適切に運用、実施し、良好な景観の保全、創造に努めます。

市民、事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めていくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等を適正に運用、実施する（まちづくり課）
- ・ 建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり課）
- ・ 関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり課）
- ・ 市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり課）

良好な景観

具体的な取り組み	所管
各地域特性にふさわしい景観づくりのため景観計画を推進する。	まちづくり課
特定財源の確保に努め、市道の無電柱化整備計画を推進する。	都市整備課
逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。	まちづくり課
景観形成重点地区の指定について市民参加で検討等を行う。	まちづくり課
条例改正時から「特定小規模景観形成行為」として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。	まちづくり課
景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に活かしてもらうよう誘導する。	まちづくり課

地域ごとに景観を考える機会をつくり、景観デザインコードを使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。	まちづくり課
市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。	まちづくり課
関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。	まちづくり課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区4地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。	重点地区3地区指定済（逗子駅周辺地区、歴史的景観保全地区、東逗子駅周辺地区）
1-2 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。	景観資産未登録
1-3 景観デザインコードを活用した啓発活動を10回以上行う。	—
1-4 シンボルツリーの苗木の配布数が累計60件になっている。	—

市民・事業者の役割

- 景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。
- 自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。
- 市が行う景観形成についての施策に協力します。
- 景観デザインコードを参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。

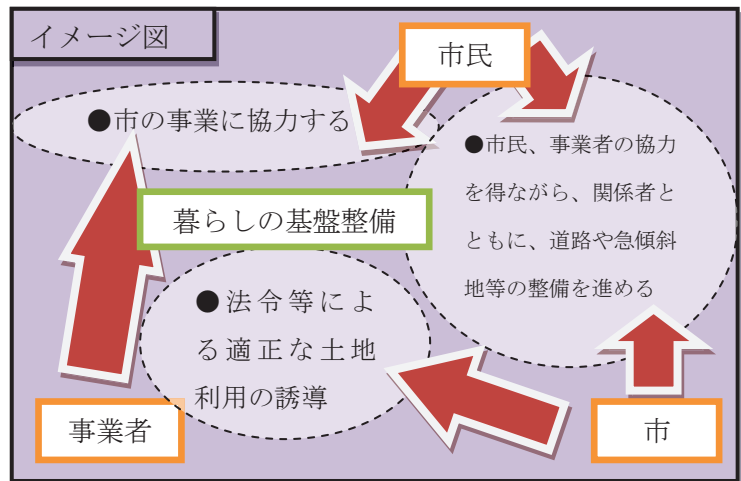
リーディング事業

事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり課
事業概要	<p>目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。</p> <p>対象：市民及び事業者</p> <p>手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区4地区目の検討 ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区4地区目の決定 ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進 	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目を決定している。		重点地区3地区指定済	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。		重点地区3地区指定済	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
20,156千円		一般	

2 暮らしのための基盤整備

市は、市民、事業者の協力を得ながら、市民が安全安心して生活していく基盤である交通機関について、動態調査を踏まえて新しい省エネルギーな交通手段を検討します。

また、危険性の少ない道路や急傾斜地等の整備を進めていきます。



市の役割

施策の方向

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり課）
- 狭あい道路の整備を進めるとともに、逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき、安全安心に移動できる道路整備を進める（都市整備課）
- 路面電車やミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境管理課）
- 関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

暮らしのための基盤整備

具体的な取り組み	所管
逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施する。	まちづくり課
都市計画手法による良好な住環境の保全、創造を進める。	まちづくり課
狭あい道路の整備を進める。	都市整備課
安全安心に移動できる道路整備を進める。	都市整備課
地域公共交通の充実に努める。	環境管理課
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進める。	都市整備課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14か所整備済みとなっている。	12か所整備済
1-2 狭あい道路の整備を進め、2,848メートル整備済みとなっている。	1,808メートル整備済
1-3 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。	53か所整備済

市民・事業者の役割

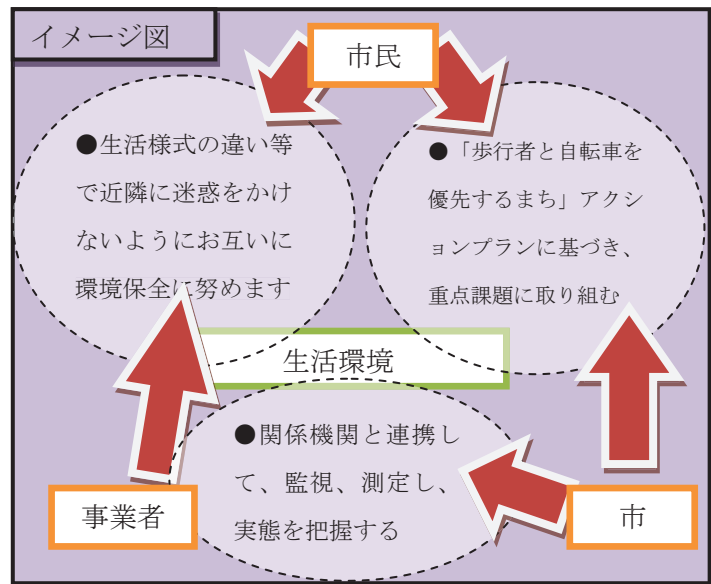
- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守して、土地利用をします。
- 狭あい道路の整備に協力します。
- 急傾斜地の整備に協力します。

3 生活環境の諸問題

大気、水質、土壌の保全などの生活環境の諸問題に対応していくため、市は、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握に努めます。

また、生活環境の問題は、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、市民一人一人が、マナーを守って、近隣へ迷惑をかけないように配慮をすることで解決する場合も少なくありません。

市の役割



- 施策の方向
- 生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（生活安全課、河川下水道課）
 - 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
 - 生活環境を向上するため、「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

生活環境の諸問題		
	具体的な取り組み	所管
	大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査する。	生活安全課 河川下水道課
	有害物質について、測定、監視し、適切に情報を公開する。	環境クリーンセンター
	「歩行者と自転車を優先するまち」アクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	環境管理課
	2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
	1-1 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。	下回っている
	1-2 「歩行者と自転車を優先するまち」2件のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	—

市民・事業者の役割

- 化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。
- 生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。
- 自動車の利用を控えます。